

事 務 連 絡  
令和 7 年 10 月 24 日

北海道開発局事業振興部  
各地方整備局建政部  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 御中

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付

コンテナ等を利用した建築物の基礎及び柱の脚部の構造方法の設計例について  
（事務連絡）

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

本年 3 月に平成 12 年建設省告示第 1347 号及び平成 12 年建設省告示第 1456 号を改正し、一定の要件を満たすコンテナその他これに類するものを利用した建築物（以下「コンテナ等建築物」という。）について、基礎及び柱の脚部を構造耐力上安全なものとした場合には、基礎の構造方法において、基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎以外の構造方法を採用することや、柱の脚部を基礎に緊結する構造方法において、露出形式柱脚、根巻き形式柱脚又は埋込形式柱脚以外の構造方法を採用することが可能となりました。

これに関し、技術的助言「コンテナ等を利用した建築物の基礎及び柱の脚部の構造方法の合理化について（令和 7 年 4 月 1 日国住指第 502 号）」において、「コンテナについて、建築物等に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全である基礎の構造及び柱の脚部の構造の例を関係団体において検討しているところであり、今後、国土交通省からも周知する予定である」とお知らせしていたところです。

今般、一般社団法人医療コンテナ推進協議会において、別添のとおり建築物等に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全である基礎の構造及び柱の脚部の構造の設計例※が作成されましたので、基礎及び柱の脚部が構造耐力上安全なものとされているかどうかを確認する際の参考となるものとして情報提供いたします。

なお、上記趣旨について、貴管内の特定行政庁に対しましても周知くださいますよう、よろしくお取り計らい願います。

※一般社団法人医療コンテナ推進協議会

「医療コンテナの平時活用時における基礎構造にかかるガイドライン」